

ことぶき苑訪問介護事業所重要事項説明書

(令和6年6月1日作成)

ことぶき苑訪問介護事業所が行う業務内容について説明させていただきます。

1 営業日・営業時間

営業日及び営業時間	営業日：年中無休
営業時間	午前7時30分～午後6時30分

2 事業概要

法人名	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
法人所在地	神戸市西区曙町1070
電話・FAX番号	(TEL)078-929-5655 (FAX)078-929-5688
代表者氏名	理事長 藪本 訓弘
設立年月日	昭和39年7月1日

3 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 ことぶき苑
事業所の所在地	兵庫県豊岡市日高町祢布1304 ことぶき苑内
法人の種類別	社会福祉法人
代表者氏名	ことぶき苑所長(管理者) 堂垣 春水
電話番号	0796-42-0430
事業者の行う他の業務	養護老人ホーム・特定施設入居者生活介護事業所 生活管理指導短期宿泊事業 短期入所・認知症対応型通所介護事業所 障害者居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所

4 事業所の概要

事業所の名称	ことぶき苑訪問介護事業所
指定番号	兵庫県指令但馬（豊健）
介護保険事業所番号	2874400464
所在地	兵庫県豊岡市日高町祢布1304
連絡先	電話（0796）42-0430 FAX（0796）42-0517
当該事業所の通常の事業実施地域	豊岡市日高町

5 職員体制

管理者	1名	（常勤兼務）	
サービス提供責任者	3名	（常勤兼務）	介護福祉士
訪問介護員	3名	（常勤兼務）	介護福祉士
	9名以上	（常勤または非常勤専従）	
			介護福祉士、ヘルパー2級等
登録ヘルパー	数名	（非常勤）	ヘルパー2級・介護福祉士

6 事業の目的および運営の方針

要介護状態にあるご利用者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とし、ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの介護及びその他の生活全般にわたる援助を行います。

7 相談窓口・苦情対応

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、次の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

サービスの相談や苦情の窓口

<p>ことぶき苑 訪問介護事業所</p>	<p>○苦情受付担当者 〔氏名〕 水島 ゆかり 田中 礼子 〔職名〕 サービス提供責任者</p> <p>○苦情解決責任者 〔氏名〕 堂垣 春水 〔職名〕 所 長</p> <p>電話番号 (0796) 42-0430 FAX (0796) 42-0517</p>
--------------------------	--

<p>第三者委員会</p>	<p>●兵庫県社会福祉事業団監事 〔氏名〕 田村 賢一 (9:00~17:00) (土日祝 年末年始除く)</p> <p>電話番号 (078) 929-5655 FAX (078) 929-5688 (24時間受付)</p> <p>●法務省 保護司 〔氏名〕 宗野 義潔 (9:00~17:00) (土日祝 年末年始除く)</p> <p>電話番号 090-5887-6126 FAX (078) 929-5688</p> <p>●江戸川町法律事務所弁護士 〔氏名〕 吉田 邦子 (9:00~17:00) (土日祝 年末年始除く)</p> <p>電話番号 (078) 331-0586 FAX (078) 331-0545</p>
---------------	--

<p>市の相談窓口</p>	<p>●豊岡市高年介護課 電話番号 (0796) 24-2401 FAX (0796) 29-3144</p>
---------------	---

公的な不服申し立ての窓口（兵庫県の窓口）

<p>県民生活部健康福祉局 介護保険課</p>	<p>神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号 (078) 341-7711 FAX番号 (078) 362-9470</p>
-----------------------------	--

公的な不服申し立ての窓口

兵庫県国民健康保険団体 連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 (078) 332-5617
--------------------	--

8 サービス内容

介護保険法で定める訪問介護のサービス内容に限られます。

①身体介護

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴の介助を行います。
排泄介助	排泄の介助・オムツ交換を行います。
体位変換	体位変換を行います。
清拭	入浴が困難なお客様を対象に、清潔保持の為に身体を拭きます。
移動介助	通院介助等を行います。
整容介助	身繕いを整える介助をします。

②生活援助

調理	食事を用意します。
洗濯	衣類などの洗濯をします。
掃除	居室の掃除をします。
買物	日常生活必需品の買い物を行います。

9 利用料

(1)

区分	提供時間	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上		1時間以上 30分ごとに 加算	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料
身体介護	昼間	1960 円	196 円	2930 円	293 円	4640 円	464 円	6800 円	680 円	990 円 を 加 算	99 円 を 加 算
生活援助	昼間					20分以上 45分未満		45分以上			
						2150 円	215 円	2640 円	264 円		

注) ・身体介護・生活援助併せてのサービスの場合は、料金が変わってきます。
 ・収入に応じ、利用者料金の1割もしくは2割、3割負担がご利用者の負担金となります。

(2) 夜間、早朝に訪問介護を行った場合は、1回につき100分の25が加算されます。

(3) 深夜に訪問介護を行った場合は、1回につき100分の50が加算されます。

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	午後10時～ 午前6時

*ご利用者のお住まいサービスを提供するために必要となる水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者のご負担となります。

*事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域外を超えた地点から1キロメートル当たり20円いただくこととなります。

10 各種加算について

ア 初回加算 (2000円/月)

新規に訪問介護計画作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

イ 緊急時訪問加算 (1000円/回)

ご利用者やそのご家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。

ウ 特定事業所加算 I

所定単位数の100分の20が加算されています。

エ 介護職員等処遇改善加算 (I)

基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に24.5%が加算されます。

11 お支払い方法

サービス利用月の翌月の15日までに請求書・請求明細書を発行し郵送しますので、サービス利用月の翌月末までに下記の指定の金融機関に振り込み又は、ことぶ

き苑訪問介護事業所へご持参ください。たじま農協口座をお持ちの方は、自動引き落としの手続きをとられますと月末に自動引き落としさせていただきます。

振り込み、自動引き落とし手数料は、ご利用者のご負担でお願いします。

ご持参される場合は、平日の9時から17時までにお問い合わせいたします。

但馬銀行	日高支店 普通預金
口座番号	7 2 5 2 3 9 8
口座名義人	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 ことぶき苑 所長 堂垣 春水

1 2 サービスの利用方法

(1) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、訪問介護計画を作成してサービスの提供を開始します。

サービス変更時・契約解除時は、居宅介護支援事業所へ連絡をお願いします。

(2) 訪問介護の提供にあつたては、適正なサービスを提供するために、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

1 3 プライバシー（個人情報）の保護

当事業所がサービスを提供する際に、ご利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのご利用者様へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、ご利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめご利用者に説明し同意書に署名捺印を頂きます。

1 4 契約の拒否

次の場合には申し訳ございませんが、契約をお断りすることがございます。

- (1) 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合
- (2) ご利用者の居住地が当該事業者の通常の事業の実施地域外である場合
- (3) その他ご利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

1 5 サービス提供困難時の対応方法

サービス提供が困難な場合、次の対応を速やかにとらせていただきます。

- (1) 当該利用申し込みに係る居宅介護支援事業者への連絡

- (2) 他の指定訪問介護事業所の紹介
- (3) その他の必要な措置

1 6 契約の自動終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- (1) ご利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (2) ご利用者がお亡くなりになった場合
- (3) ご利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合

1 7 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが生じた場合は、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

1 8 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在又は主治医に連絡がつかない場合は、必要に応じて救急車を要請させていただきます。

1 9 記録の保管

サービス提供の記録について、サービス完結後5年以上の期間を定めて保管し、記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付がご利用者本人及びご家族に限り可能です。

2 0 重要事項の変更

重要事項に変更が生じた場合、変更事項について書類を送付いたします。
書類への署名・捺印により同意をいただきます。

令和 年 月 日 時 分

説明場所（自宅・事業所・その他 ）

訪問介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

（事業者）

所在地 兵庫県豊岡市日高町祢布 1 3 0 4
名 称 ことぶき苑訪問介護事業所
所長（管理者） 堂垣 春水 印

（説明者）

所 属 ことぶき苑訪問介護事業所
サービス提供責任者 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、訪問事業の提供に同意します。

（利用者）

住 所 豊岡市日高町
氏 名 印

（利用者代理人）

住 所
氏 名 印